

提案する調整方針案の作成方針について

合併協議会への提案は、事務事業を調整する「大まかな方向」

協議会で確認する事務事業調整方針は事務事業を調整していく上での基本的な方向を示すものであることから、事務局が提案する調整方針案は大まかな調整の方向であり、詳細な調整内容までは提案しない。

例：各種料金（水道料、保育料、手数料など）、補助金の具体的事項

第3回合併協議会での説明

（事務事業を協議していただく上での共通認識について）

事務局長： 以下に説明する協議事項は、これまで協議していただいた合併に関する重要項目とは違って、役場が行っている事務事業の細部にわたるものです。多くの事務事業があり、極めて実務的な内容であることから、事業内容の細部協議までは協議会の場になじむものではないと考えます。

このことから協議会に提案します事業関係項目の内容は、両町村の間で異なっている項目、住民生活に関連する重要項目、住民の方が関心をもたれているであろう項目などで、調整方針案は「合併までに一元化する。」「新町において調整する」等、具体的な数値による調整とはなっていません。

提案資料は両町村の現況資料であるとともに、調整方針案は事務事業を調整していく上での「大まかな方向」であるとのご理解をお願いします。

議長： ありがとうございます。

事務局から説明がありましたように、今回提案されました協議項目はこれまで協議していただいた合併に関する重要項目とは違い、役場が行っている事務事業の細部にわたるものです。

生活に密着した内容ですので、住民の方の関心も高いことと思いますが、当協議会においては、南部町と南部川村の合併に向けて事務担当部門が調整していく方向付けとして協議・確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

事務事業の詳細な調整内容はいつ調整するのか。

事務担当者は、合併協議会で確認された調整方針を基に、詳細な調整内容を作成していく。

しかし、調整内容作成作業及び新町の条例原案は、合併までの事務スケジュールを考えると、合併議決後から作業を始めるのでは間に合わないことから、合併協議の段階から作業を進めていく。